

広島県立びんご運動公園の管理に関する包括協定書(案)  
(指定管理者)

令和〇年〇月

広島県

※本協定書（案）は、現時点において想定される県及び指定管理者の基本的な役割分担等を記載したものであり、指定管理者が提出した提案の内容及び指定管理者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

## 目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(管理業務の範囲)	1
第3条	(実施の方法)	1
第4条	(期間)	1
第5条	(管理費用負担額等)	2
第6条	(利用料金)	2
第7条	(再委託の制限)	2
第8条	(事業計画書の提出)	2
第9条	(事業報告書等の提出)	2
第10条	(業務点検)	2
第11条	(責任の分担)	2
第12条	(施設等の管理)	3
第13条	(県有物品の管理)	3
第14条	(情報公開)	3
第15条	(秘密の保持)	3
第16条	(個人情報の保護)	3
第17条	(事故若しくは災害等発生時の対応)	4
第18条	(損害の負担)	4
第19条	(経理及び書類の整備)	4
第20条	(改善指示)	4
第21条	(指定管理者の名称等に係る変更の届出)	4
第22条	(構成員の脱退等)	4
第23条	(事業の継続が困難となった場合の報告)	5
第24条	(指定の取消し及び業務の停止)	5
第25条	(指定期間の見直し)	5
第26条	(施設等及び県有物品の引渡し)	6
第27条	(疑義の解決)	6

## 広島県立びんご運動公園の管理に関する包括協定書

広島県を甲とし、〇〇を乙として、甲と乙は、広島県立びんご運動公園の管理について基本的な事項を定めるため、次のとおり、広島県立びんご運動公園の管理に関する包括協定を締結した。

### (目的)

第1条 この協定は、乙が指定管理者として広島県立びんご運動公園（以下「びんご運動公園」という。）の管理を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 甲と乙は、年度ごとにびんご運動公園の管理に必要な事項を定めるため、別途「広島県立びんご運動公園の管理に関する年度別協定（以下「年度別協定」という。）」を締結するものとする。

### (管理業務の範囲)

第2条 甲が広島県都市公園条例（昭和55年広島県条例第29号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、乙に管理を行わせるびんご運動公園の区域、施設及び設備（以下「施設等」という。）は、別紙「広島県立びんご運動公園業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」に定めるとおりとする。なお、乙に管理を行わせることとする備品（以下「県有備品」という。）については、別に定める。

2 乙が行う管理業務は、条例第12条第2項に掲げる業務とし、管理業務の具体的内容は、業務仕様書及び応募時に乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

### (実施の方法)

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年広島県条例第28号。以下「手続条例」という。）、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第47号。以下「手続規則」という。）、条例、広島県都市公園条例施行規則（昭和55年広島県規則第71号）及び広島県立びんご運動公園管理運営規則（平成3年広島県規則第71号）、別表1に掲げる法令その他の法令等に従うほか、この協定、年度別協定、業務仕様書、別に定める「広島県立びんご運動公園業務実施要領（以下「実施要領」という。）及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、管理を誠実に実施するとともに、びんご運動公園の利用者（以下「利用者」という。）の安全かつ快適な利用を確保するものとする。

2 乙は、行政処分に関し、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）の規定が適用されることについて留意することとし、利用者又はその他の者から、行政処分等に対する不服の申立又はびんご運動公園に関する訴訟の提起等のおそれがある場合には、直ちに甲に報告することとする。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

### (期間)

第4条 地方自治法第244条の2第5項に規定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和8年4月1日から令和27年3月31日までとする。

(管理費用負担額等)

第5条 指定期間中に甲が管理費用として負担する額は金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度とし、年度ごとの負担の額及び支払方法等は、年度別協定において定める。

(利用料金)

第6条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 乙は、条例第18条の規定により、利用料金の減免を行うこととする。

3 利用料金の減免を行った額については、年度ごとに甲の予算の範囲内で乙に補填するものとし、支払方法等は、年度別協定において定める。

(再委託の制限)

第7条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、前項の規定により管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理業務に関して乙が委託し、又は請け負わせた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等とみなして、乙が負担するものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 乙は指定期間中、年度ごとの事業計画書を作成し、翌年度分の事業計画書を前年度の2月末日までに甲に提出し、承認を受けなければならない。

(事業報告書等の提出)

第9条 乙は、手続条例第4条の規定により、毎年度の業務実績、利用実績、収支状況及び改善すべき事項等について、年度終了後又は指定期間終了後60日以内に、甲に、手続規則別記様式第3号による事業報告書を提出することとする。

2 乙は、毎月の業務実績、利用実績及び収入状況等について、翌月10日までに、甲に月次報告書を提出することとする。

(業務点検)

第10条 甲は、施設の適正な管理運営とサービス水準の維持向上を図るため、「指定管理者制度導入施設における業務点検ガイドライン」を策定し、これに基づいた業務点検を実施することとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し管理業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(責任の分担)

第11条 管理業務の実施に係る甲及び乙のリスクの分担は、別表2に定めるとおりとする。

2 別表2に掲げるリスクのうち、不可抗力によるリスク、物品更新リスク及び修繕費リスクについて

て甲の負担とされた施設等の復旧、物品購入及び修繕工事を甲が乙に行わせる場合は、別途甲が費用を負担することとし、その方法は別に定める。

- 3 新型コロナウイルス等の感染症による影響により、通常の施設管理を明らかに超える業務が発生した場合の必要額や、県のガイドライン等に基づき施設の利用が取り止められた場合等の利用料金収入の減収分等については、協議に基づき、甲が管理費用として負担することとし、その方法は別に定める。

#### (施設等の管理)

第12条 乙は、施設等について、その一覧表を備え、施設等の現状が変更されたときには一覧表の更新を行い、常に現況を把握するよう努めなければならない。

- 2 乙は、管理業務を実施するために施設等の改造又は新築等を実施しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、施設等が滅失若しくは損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。
- 4 乙は、施設等の滅失若しくは損傷が乙の故意又は過失により生じたときは、乙の負担においてその施設等を原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

#### (県有物品の管理)

第13条 乙が、甲から支払われる管理費用で購入した物品は、甲の所有に属するものとし、当該物品が広島県物品管理規則（昭和39年広島県規則第33号）第3条第1項第1号に定める備品に該当するときは、乙は、その取得について、速やかに甲に報告するものとする。ただし、事務用品については、乙の所有に属するものとする。

- 2 乙は、甲の所有に属する物品（県有備品及び第1項の規定により甲の所有に属する物品をいう。以下「県有物品」という。）についてその一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない。また、ラベルの貼付等の方法により、乙所有の備品と区別しなければならない。
- 3 乙は、県有物品について、他の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は転貸するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、県有物品について、修繕を要するもの又は本来の用途に供することができないと認められるものが生じたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

#### (情報公開)

第14条 乙は、管理業務の実施に関して保有する情報について、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第23条の規定が適用されることについて留意するものとする。

#### (秘密の保持)

第15条 乙は、管理業務に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

#### (個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記

事項」を守らなければならない。

- 2 乙は、委託業務を行うため個人情報電子データ（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で取り扱うに当たっては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（事故若しくは災害等発生時の対応）

第17条 乙は、管理業務の実施に当たり、事故若しくは災害等の危機事案が発生したときは、実施要領に基づき、事案に応じた適切な対応をとるとともに、直ちにその状況を甲に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 事故若しくは災害等の危機事案が発生した場合において、甲が本施設の利用制限、その他の災害対応を要請した場合は、乙は、これに最大限の協力をするよう努めなければならない。

- 3 乙は、事故若しくは災害等の危機事案の発生により、本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を受けて、当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

（損害の負担）

第18条 乙は、管理業務の実施につき、乙の責めに帰すべき事由により、甲、びんご運動公園の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（経理及び書類の整備）

第19条 乙は、管理業務の実施に伴い生じる収入及び支出について、乙が行う他の事業と区分して経理するものとし、当該経理の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 乙は、管理業務に係る経理については適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して、帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとする。

（改善指示）

第20条 甲は、乙の実施する管理業務が甲の提示する条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して、期限を定めて必要な業務の改善又は是正の指示をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、甲の定める期限までに改善又は是正を行い、その旨を甲に報告しなければならない。

（指定管理者の名称等に係る変更の届出）

第21条 乙は、名称、事務所の所在地、代表者又は定款を変更したときは、遅滞なく、変更したことを証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

- 2 甲は、前項の規定による届出が、名称、事務所の所在地又は代表者の変更に係るものである場合には、手続規則第5条第3項の規定により告示するものとする。

（構成員の脱退等）

第22条 構成員の脱退、加入及び交替をするときは、甲の承認がなければ行うことができない。

(事業の継続が困難となった場合の報告)

第23条 乙は、資金不足又は人員不足などにより、事業の継続が困難となった場合又はそのおそれがある場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(指定の取消し及び業務の停止)

第24条 手続条例第6条の規定により、甲が乙の指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、この協定又は年度別協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が、この協定又は関係法令等の規定に違反したとき。
- (3) 広島県立びんご運動公園民間活力導入事業基本協定書（公募設置管理制度）に基づく協定が解除された場合
- (4) 管理業務の実施に当たり、乙に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が、正当な理由がないのに管理業務に関する甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙が手続条例第4条の規定に従わないとき、乙が手続条例第5条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は甲の指示に従わないとき、その他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- (7) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分をいう。）若しくは財務状況が著しく悪化したことによって管理業務の遂行が困難と認められ、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 乙が募集時の申請資格を満たさなくなったとき。
- (9) 乙から指定取消の申入れがあったとき。

2 前項の規定により、指定が取り消され、又は管理業務の停止を命じられた場合において、乙が既に支払を受けた当該年度に係る管理費用があるときは、乙が管理を行わなくなった期間に相当する管理費用について精算し、甲に返還するものとする。この場合において、乙は、返還する金額につき支払をした日から返還した日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額を利息として納めなければならない。

3 乙は、自己の責めに帰する事由により指定が取り消され、又は管理業務の停止を命じられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定期間の見直し)

第25条 甲の事情等により、指定期間の変更が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって対応を協議する。

(施設等及び県有物品の引渡し)

第26条 乙は、指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されなかったとき、又は手続条例第6条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに施設等及び県有物品を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により施設等及び県有物品を引き渡すときは、第11条第1項及び第12条第2項に定める一覧表を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の場合において、乙に続いて施設等を管理する者が行う業務に支障が生じることがないように、乙が実施した業務の引継を適切に行わなくてはならない。

4 乙は、乙が実施した業務の引継に要する費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第27条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 〇〇〇〇

代表者 〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

構成員 〇〇市〇〇町〇番地

〇〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇